

議案第 5 5 号

海老名市食の創造館設置条例の一部改正について

海老名市食の創造館設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 2 6 年 8 月 2 9 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

食の創造館について、指定管理者制度を導入するため

海老名市食の創造館設置条例の一部を改正する条例

海老名市食の創造館設置条例（平成24年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条を削る。

第6条中「食の創造館の管理等に関し」を「この条例の施行について」に改め、同条を第32条とする。

第5条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「既納の使用料」を「既納の利用料金」に、「市長」を「指定管理者」に、「使用料を」を「その全部又は一部を」に改め、同条を第27条とし、同条の次に次の4条を加える。

（原状回復の義務）

第28条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は第15条第1項の規定により指定を取り消されたとき若しくは管理業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、その管理をしなくなった施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

2 利用者は、調理実習室等の利用を終了し、又は利用を中止した場合は、直ちに原状に回復しなければならない。

（損害賠償の義務）

第29条 指定管理者及び利用者が、施設等を故意又は過失により損傷し、又は滅失したときは、その損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を免除することができる。

（秘密保持義務）

第30条 指定管理者及び管理業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、個人情報を収集し、保管し、又は利用するに当たっては、海老名市個人情報保護条例（平成17年条例第13号）の主旨を十分尊重し、個人情報の保護について必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者及び従事者は、食の創造館の管理上知り得た秘密を他人に漏らし、又

は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者がその職務を退いた後においても同様とする。

（市長による運営管理）

第31条 第4条、第18条から第27条まで、第28条第2項及び第29条の規定は、指定管理者に代わって市長が食の創造館の運営管理を行う必要が生じた場合について準用する。この場合において、これらの条文中「利用」とあるのは「使用」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、「利用者」とあるのは「使用者」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、第24条第1項中「において指定管理者が市長の承認を得て定める額とする」とあるのは「とする」と、第25条第1項ただし書中「利用時」とあるのは「使用時」と、第29条中「指定管理者及び利用者」とあるのは「使用者」と読み替えるものとする。

第4条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「市長」を「指定管理者」に、「前条第2項の使用料」を「利用料金」に改め、同条を第26条とする。

第2条の次に次の23条を加える。

（指定管理者による管理）

第3条 食の創造館の管理は、食の創造館の設置目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、市長が指定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

（管理業務）

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務（以下「管理業務」という。）を行う。

- （1）調理、洗浄及び配送に関する業務
- （2）食の創造館の施設及び附属設備等（以下「施設等」という。）の維持管理に関する業務
- （3）施設等の利用の承認に関する業務
- （4）施設等の利用料金徴収等に係る業務
- （5）その他施設等の管理に関して、市長が必要と認める業務

(公募及び申請)

第5条 市長は、指定管理者の指定を受けようとする団体を公募する。

2 前項の規定による指定管理者の指定を受けようとする団体の代表者（以下「申請者」という。）は、市長が別に定める申請書に、施設等の管理業務に係る事業計画書及びその他規則で定める書類（以下「書類等」という。）を添えて市長に申請しなければならない。

3 市長は、申請者がいないときは、再度公募を行うことができる。

(選定の方法及び基準)

第6条 市長は、申請者のうち次に掲げる選定基準を満たす者の中から、食の創造館の管理を行わせるに最も適当と認める申請者を指定管理者の候補者（以下「候補者」という。）として選定する。

(1) 学校給食の安全提供及び災害時の炊き出しに対応できるものであること。

(2) 施設等の平等利用が確保できるものであること。

(3) 施設等の効用を最大限に発揮し、施設等の管理経費の縮減が図られるものであること。

(4) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているものであること。

(5) その他市長が別に定める基準

2 議会の議員、市長、副市長並びに法第180条の5第1項及び第3項に規定する委員会の委員又は委員は、主として食の創造館の管理を行う指定管理者の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人になることができない。

(候補者の選定の特例)

第7条 市長は、第5条第3項に規定する公募を行ってなお申請者がいない場合及び前条第1項に規定する候補者がいない場合においては、施設等の設置目的を効果的かつ効率的に達成できると認められる団体を指定管理者の候補者として選定することができる。

2 市長は、前項の規定により候補者を選定するときは、当該法人等と協議し、書類等の提出を求め、総合的に判断を行うものとする。

(選定の結果の通知)

第8条 市長は、候補者を選定したときは、速やかに選定結果を申請者に通知しなければならない。

(再度の選定)

第9条 市長は、前条の規定により通知を行った後、候補者が次の各号のいずれかに該当するときは、再び、他の団体を候補者として選定することができる。

(1) 候補者の事情により指定管理者の指定を受けることが不可能になったとき。

(2) 新たに判明した事実により、食の創造館の管理を行うことが不適当と認められたとき。

(議会の議決)

第10条 候補者は、議会の議決を経た後に市長から指定管理者の指定を受けなければならない。

(指定管理者の指定の公告)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

(1) 指定管理者の指定を行ったとき。

(2) 指定管理者の指定を取り消し、又は当該管理業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

(協定の締結)

第12条 市長と指定管理者は、管理業務に関して協定書を締結しなければならない。

2 前項の協定書で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 事業計画書に関する事項

(2) 利用に係る料金に関する事項

(3) 管理経費に関する事項

(4) 指定管理者が収集し、保管し、又は利用する個人情報の保護に関する事項

- (5) 事業報告書に関する事項
- (6) 指定の取消し及び管理業務の停止命令に関する事項
- (7) 施設等の管理上、市に生じた損害賠償に関する事項
- (8) その他市長が必要と認める事項

(事業報告書の作成及び提出)

第13条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、規則に定める事項を記載した事業報告書を市長に提出しなければならない。ただし、年度途中において、第15条第1項の規定により指定を取り消されたときは、取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

(管理業務等の報告の聴取等)

第14条 市長は、食の創造館の管理の適正を期するため、指定管理者に対し管理業務及び当該管理業務に係る経理の状況に関し、定期若しくは臨時に報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示を行うことができる。

(指定の取消し等)

第15条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき又はその他指定管理者の責に帰すべき理由により、当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により、指定管理者に損害が生じても、市はその賠償の責を負わない。

(開館時間)

第16条 食の創造館の開館時間は、午前8時から午後9時までとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、開館時間を一時的に変更することができる。

3 指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て開館時間を一時的に変更することができる。

(休館日)

第17条 食の創造館の休館日は、次に掲げる日とする。

- (1) 毎月第3日曜日

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

2 市長は、必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

3 指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(利用の範囲)

第18条 指定管理者は、会議室を一般の利用に供する。

2 調理実習室を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する活動等を行うものとする。

(1) 地場産業（食品関係に限る。）に関する研究、試作品の作成等

(2) 給食に関する研究、試食等

(3) 市内の公共的団体が実施する調理実習

(4) 前3号に掲げるもののほか、食育の推進に寄与する活動

(利用の申請等)

第19条 調理実習室及び会議室（以下「調理実習室等」という。）を利用しようとする者は、規則で定める期間内に指定管理者に申請しなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは利用を承認するものとする。この場合において、食の創造館の管理上必要があると認めたときは、当該利用の承認に条件を付することができる。

(利用の不承認)

第20条 指定管理者は、第18条の規定にかかわらず、調理実習室等の利用が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承認を与えないものとする。

(1) 専ら物品等の販売及び契約締結の勧誘を目的として利用するとき。

(2) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(3) その他利用させることが適当でないと認めるとき。

2 前項に規定する利用の不承認により前条第1項の規定による申請をした者に損害

が生じても、指定管理者はその責を負わない。

(利用の変更等)

第21条 利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、承認を受けた内容を変更し、又は中止しようとするときは、指定管理者にその旨を申請し、承認を受けなければならない。

(利用の承認の取消し等)

第22条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、利用の承認を取り消し、若しくは利用を中止させ、又は制限することができる。

(1) 利用者が、この条例又は規則に違反したとき。

(2) 利用者が第20条第1項各号のいずれかに該当するとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、利用の承認を取り消し、又は利用を中止させ、若しくは変更を命ずることが必要であると認めたとき。

2 前項に規定する利用の承認の取消し等により利用者に損害が生じても、指定管理者はその責を負わない。

(利用権の譲渡等の禁止)

第23条 利用者は、利用の権利を譲渡し、若しくは転貸し、又は承認を受けた目的以外に利用してはならない。

(利用料金)

第24条 調理実習室等及び調理実習室等に附属する設備等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、1時間当たり1,000円を超えない範囲内において指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。

2 前項に規定する利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。

(利用料金の納付等)

第25条 利用者は、調理実習室等を利用する前までに、利用料金を指定管理者に納付しなければならない。ただし、調理実習室等に附属する設備等の利用に係る料金については、利用時に支払うものとする。

2 指定管理者は、必要があると認めたときは、別に納期限を指定することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年8月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の海老名市食の創造館設置条例（以下「新条例」という。）第5条第1項に規定する指定管理者の指定を受けようとする団体の公募その他の指定に関して必要な行為は、この条例の施行の日前においても、新条例第5条から第11条までの規定の例により行うことができる。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の海老名市食の創造館設置条例の規定によってなされた処分、手続その他の行為は、新条例の相当規定によってなされたものとみなす。